

**令和7(2025)年度 栃木県3次元点群データプラットフォーム基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

第1条 趣旨・目的

本実施要領は、標記業務を委託するにあたり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものである。

標記業務は、令和8年度に栃木県が構築を予定する「3次元点群データプラットフォーム」について、基本設計、データ検証、利活用促進等を踏まえた基本計画を策定することを目的とする。

第2条 業務の概要

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 業 務 名 | 栃木県3次元点群データプラットフォーム基本計画策定業務委託 |
| 2 | 業 務 の 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 契 約 期 間 | 契約締結日から令和8(2026)年3月 25 日(水)まで |
| 4 | 委託料限度額 | 29,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 5 | 担当所属及び
問合せ先 | 栃木県県土整備部技術管理課企画情報・建設 DX 担当(DX 推進チーム)
電話:028-623-2827 E-mail: kensa@pref.tochigi.lg.jp |

第3条 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- 2 以下のいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。または、企画提案書の提出時まで資格を取得する見込みであること。
 - (1) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第 105 号)に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格
 - (2) 令和7年度及び令和8年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(令和6年栃木県告示第 109 号)
- 3 公募開始日から契約を締結しようとする日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年3月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法第 33 条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項若しくは第2項 2 の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- 5 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しないこと。
- 6 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 7 以下に示される「同種又は類似業務」に係る受注実績を有すること。

- (1) 同種業務
国(独立行政法人等含む)又は地方公共団体(公社含む)が発注した3次元点群データプラットフォームや地理情報システムの構築又はそれに伴う調査・計画業務
 - (2) 類似業務
国(独立行政法人等含む)又は地方公共団体(公社含む)が発注した行政全般に係る情報処理システムの構築又はそれに伴う調査・計画業務。
なお、「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものと定義する。
- 8 業務の実施体制において、以下の条件を満たす人員を配置すること。
なお、担当者が複数の場合は、それぞれの業務内容に対応する条件を満たせばよい。
- (1) 空間情報総括監理技術者の資格を有する者
 - (2) 3次元点群データに関する実務経験を有する者
 - (3) 同種又は類似業務に関する実務経験を有する者
- 9 共同事業体による参加を認める。
なお、共同事業体による参加を表明する場合は、以下の要件を全て満たしていること。
- (1) 全ての構成員が、上記1～6を満たしていること。
 - (2) 構成員のいずれかが、上記7、8を満たしていること。
 - (3) 構成員が、単独又は他共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

第4条 プロポーザル実施の手続き

1 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和7(2025)年5月9日(金) |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7(2025)年5月14日(水)15時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7(2025)年5月15日(木) ※予定 |
| (4) 参加表明書等の提出 | 令和7(2025)年5月21日(水)15時必着 |
| (5) 企画提案書等の提出 | 令和7(2025)年6月3日(火)15時必着 |
| (6) 審査会(プレゼンテーション) | 令和7(2025)年6月13日(金) ※予定 |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 令和7(2025)年6月中旬 |

2 実施要領等の配布

- (1) 配布期間: 令和7(2025)年5月9日(金)～同年5月21日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 配布場所: 第2条5の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

3 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(任意様式)を作成し、提出すること。

- (1) 提出期限: 令和7(2025)年5月14日(水)15時必着

- (2) 提出場所:第2条5
- (3) 提出方法:電子メール(メール送付後、必ず電話連絡を行うこと)
- (4) 回答期日:令和7(2025)年5月 15 日(木)までに回答を予定している。
- (5) 回答方法:回答は栃木県ホームページ(第4条2(2)の URL)に掲載する。

なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

4 参加表明書の提出

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 参加資格確認書(様式第2号)
- ウ 業務実績確認書(様式第3号)
- エ 実施体制確認書(様式第4号)

※共同事業体の場合は、上記に加え以下の書類を提出すること。

- オ 共同事業体構成書(様式第5号)
- カ 委任状(様式第6号)
- キ 共同事業体協定書の写し(任意様式)

- (2) 提出期限、場所、方法は以下のとおりとする。

- ア 提出期限:令和7(2025)年5月 21 日(水)15 時必着
- イ 提出場所:第2条5
- ウ 提出方法:持参(平日の午前9時～午後5時まで)、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール
- ※ 電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
- ※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

5 資格審査結果通知書の送付

提出された参加表明書等により資格審査を行い、参加表明書を提出した全ての者に対し令和7(2025)年5月 23 日(金)までに電子メールにより通知する。

6 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書を作成し提出すること。

- (1) 提出期限:令和7(2025)年6月3日(火)15 時必着

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- (2) 提出場所:第2条5

- (3) 提出物

- ア 企画提案書 電子データ2部(正本1部、副本1部)

※ 審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

- イ 見積書 電子データ1部

- (4) 提出方法:電子メール 又は 電子媒体(持参又は郵送)

※ 電子メール又は郵送の場合は、着信確認のため電話連絡を行うこと。

※ 電子メールでデータ容量が5MB を超える場合は、ファイル転送サービスを利用すること。

- (5) 企画提案書について、電子データにおけるファイル形式は、PDFを標準とする。

- (6) 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

ア 企画提案内容(目的、効果、評価基準を踏まえた訴求ポイント等)

イ 実施計画(スケジュール等)

ウ 業務実績(成果、創意工夫、サポート状況等)

エ 実施体制(マネジメント体制、役割分担、人員配置等)

オ 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記)

(7) 企画提案書の枚数は、A4版 20 枚程度を上限とする。

(8) 企画提案書は、1者につき1提案とする。

(9) 見積書の提出は、栃木県知事宛てとすること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別(諸経費や消費税も区別する。)して記載し、企画提案書の見積額と整合させること。また、見積書発行責任者氏名及び連絡先を記載すること。

7 企画提案書等提出書類の取扱い

(1) 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

(2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3) 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成 11 年栃木県条例 32 号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

(4) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

(5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

(6) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

(7) 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

(8) 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

(9) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(10) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

第5条 審査方法

1 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日 時:和7(2025)年6月 13 日(金) ※予定

(2) 場 所:栃木県庁

(3) 所要時間:プレゼンテーション 20 分以内

ヒアリング(質疑応答) 10 分以内

(4) 実施方法:対面 又は オンライン(選択)(併用可)

(5) 留意事項

ア 企画提案者が5者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位5者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。

イ 時間や場所等の詳細については、令和7(2025)年6月 10 日(火)までに別途連絡する。

- ウ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
- エ プレゼンテーションに用いる資料は、審査の公正を期すため、参加者名を記入しないこと。(企画提案書の副本をベースとする。)
- オ プレゼンテーションにプロジェクターが必要な場合は、審査会場にあるプロジェクター(HDMI含む)を使用すること。
- カ 会場(対面)への参加者は、5名を上限とする。
- キ オンライン参加の場合は、参加者側でプレゼンテーション開始までに接続を行うこと。

3 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。

4 契約候補者の選定方法

- (1) 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約者の候補(以下「契約候補者」という。)として選定する。
- (2) 上記(1)に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均(以下「総合点」という。)が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- (3) 上記(2)に該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。
- (4) 上記(1)～(3)に関わらず総合点が50点未満の企画提案者は契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

5 その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 価格提案書の金額が第2条4の委託料限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

第6条 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、下記項目について栃木県ホームページ(第4条2(2)のURL)に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

【公表事項】

- 1 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
- 2 上記1以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

第7条 契約手続き

- 1 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- 2 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- 3 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。
- 4 契約の締結に必要な経費は、全て契約候補者の負担とする。

第8条 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託の禁止

本業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務の主たる部分を除き、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。

2 個人情報の保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

3 実施体制

実施体制の変更は原則として認めない。

しかし、やむを得ず変更する場合は甲の了承を得ること。